

## 株式会社ミストラルサービス 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：令和4年3月までに、育児休業制度の周知と、育児休業後の社員が復帰しやすくするための研修制度を実施する。

<対策>

- 令和3年7月～ 自社のホームページによる社員への周知
- 令和3年7月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和3年8月～ 育児休業制度の現状を把握
- 令和3年9月～ 管理職への研修（年1回以上）の実施

目標2：令和5年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 令和3年5月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年7月～ 自社のホームページによる社員への周知
- 令和3年8月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和3年10月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和4年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始